

社会福祉法人名取市社会福祉協議会
令和4年度 事業計画

I 基本方針

地域では、少子高齢化が進み、家庭・地域・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤や社会的なつながりが弱まっております。

また、いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症は、私たちの日々の交流や地域経済、教育現場や仕事など日常生活に甚大な影響をもたらしており、新しい生活様式での日常生活と地域コミュニティの維持が課題となっています。

名取市社会福祉協議会は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定した「名取市地域福祉活動計画」の基本理念である「市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現」を目指し、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組んでいるところであり、新型コロナウイルス感染症を「正しく恐れ」、感染症の変化に伴う社会に柔軟に対応しながら、感染対策の強化と地域福祉活動の継続の両立を図ってまいります。

当協議会においては、充実した地域福祉活動と安定的な在宅生活支援を推進し、さらには運営基盤の強化を図るため、財政の健全化や組織体制の見直しについても組織一丸となって取り組んでまいります。

II 重点目標

1 地域福祉活動計画の推進

3つの基本目標を柱に推進します。

- (1) 市民が主体的に支え合うまちづくり
- (2) 地域の支え合いのしくみづくり
- (3) 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり

また、これらの基本目標の推進にあたり、地域福祉がどのようなものを「知り」、次に身近な地域がどのような福祉課題を抱えているかを「わかり」、そして福祉課題の解決に向け、あらゆる立場の人々が「つながる」をコンセプトとした地域福祉活動を推進します。

2 法人運営及び組織・体制の見直し

法人運営においては、令和3年8月に設置した「財政健全化・安定化推進会議」における検討結果に基づき、収入増と支出削減に努め、将来にわたり持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

また、併せて地域福祉活動の迅速なサービスの実施が図られるよう運営・組織体制の改善・改革を推進します。

Ⅲ 事業計画 (注) ④は地域福祉活動計画掲載事業、⑤は新規事業、⑥は名取市からの受託事業

1 法人運営事業

(1) 理事会、評議員会等の開催

法人運営のために必要な役員会、委員会等の開催

① 理事会：年4回（5月、9月、12月、3月）

② 評議員会：年2回（6月定時、3月定例）

③ 広報委員会などの各種委員会等：随時

(2) 広報誌の発行（年2回発行）④

広報誌「社協だより」を毎戸に配布し、社協活動の理解と協力を求めるとともに福祉関係の情報を提供します。

また、発行回数が増について検討を進めるとともに、掲載内容の充実を図ります。

* 年2回（10月1日号、3月1日号）発行

(3) ホームページの運用 ④

市民が場所や時間にとらわれることなく、事業内容や最新情報が取得できるシステムとしてホームページの運用を図ります。

また、地域福祉団体の情報を積極的に発信するよう努めます。

(4) SNSを活用した情報発信 ④

SNSの活用など新たな情報伝達手段を検討し、幅広い年齢層への情報発信に努めます。

(5) 社会福祉協議会会費の活用方法の検討 ④

社会福祉協議会会費の募集を通し、福祉意識の醸成や福祉のまちづくりに関する意識の啓発を図ります。

また、地域福祉活動を促進するため、新たな活用法について検討を行うとともに地域団体や地域住民の皆様の意見を聴きながら、有効活用のしくみづくりを行います。

(6) 役職員研修の実施及び参加

法人運営、事業内容の充実強化を図るため役職員等の研修を実施します。

* 県南地域社協連絡会研修

* 仙台都市圏域等災害時協定社協研修

* 職員の内部研修

* 職員向け外部研修

(7) 市民啓発事業

地域福祉に関する意識の啓発や当協議会の事業活動のPRを目的にイベント・大会を実施し、法人運営に対する市民の理解を図ります。

* 第48回名取市社会福祉大会（11月11日・名取市文化会館中ホール）

(8) 善意銀行運営事業 ④

市民や団体等から善意としての金品を預かり、市内の社会福祉活動に有効に活用（払出）を行います。

(9) 非常災害発生時における援護金品の受配業務

災害発生時に援護金品の受配業務を行うとともに、火災発生時には被災世帯に対

して見舞金を支給します。

2 地域福祉事業

(1) 相談支援事業

イ 生活相談所運営事業 ㊦

地域生活において生じる市民の悩みや困りごとについて相談に応じ、助言・援助を行います。

* 毎週火曜日 午前10時～午後3時

* 年間49日実施

ロ 生活安定資金貸付事業 ㊦

低所得世帯の緊急かつ一時的な資金需要に対し自立につながるための小口資金の貸付を行います。

ハ 生活福祉資金等貸付事業 ㊦

① 総合支援資金	低所得世帯で、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯へ相談支援と生活資金の貸付を行います。
② 福祉資金 (福祉費・緊急小口資金)	低所得者・障がい者または高齢者のいる世帯で、他から資金の貸付を受けることが困難な世帯に対し、経済的自立と生活安定を図るため資金の貸付を行います。
③ 教育支援資金	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学、または高等専門学校に入学・就学するために必要な資金の貸付を行います。
④ 不動産担保型生活資金 (他に要保護世帯向け不動産担保型生活資金もあり)	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する(要保護の)高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います。
⑤ 災害緊急特例貸付 (緊急小口資金、生活復興資金)	東日本大震災に係る特例貸付の償還に関する相談受付、手続きを行います。
⑥ 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付 (緊急小口資金、総合支援資金)	新型コロナウイルス感染症の影響により、減収や失業となった世帯に対し生活資金の貸付を行います。

ニ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業 通称:まもりーぶ) ㊦

判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者等に対して日常生活の金銭管理などの相談・支援を行います。

* 利用者数(令和4年2月1日現在):20名

(2) 地域福祉推進事業

イ 担当地区制のコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討㊦

地域の状況把握、地区福祉委員会活動に関する相談対応や運営支援など、地域福祉の推進を支援するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の機能・役割について整理し、関係機関とも協議の上、配置に向けての準備を進めてまいります。

ロ 地区福祉委員会活動支援・助成事業 ㊦

地域の実情に即した地域福祉活動が行われるよう地区福祉委員会の活動を支援し、助成を行います。

* 助成件数：8件

ハ 福祉団体助成事業 ㊦

市内の福祉関係団体等が実施する事業に対し助成を行います。

* 助成件数：5件

ニ サロン等活動助成金制度創設に向けた検討 ㊦

地域で行われている住民主体のサロン活動や支え合い活動が継続的に行われるよう、また、新たに活動を開始する人の支えとなるよう、活動資金の支援を目的とした助成金制度創設に向けた検討を行います。

ホ 福祉給食サービス事業《配食サービス》㊦

65歳以上のひとりぐらし高齢者等を対象に安否確認を目的に週1回のお弁当を配達します。

* 毎週火曜日…東北本線を境に基本的に東側の地区

* 毎週木曜日…東北本線を境に基本的に西側の地区

① 利用者数（令和4年2月1日現在）：31名（火曜日15名、木曜日16名）

② 実施回数：年101日（火曜日51日、木曜日50日）

ヘ 生活支援体制整備事業 ㊦

生活支援コーディネーターを配置し、住民相互の支え合い活動の推進を目的に地域資源の発掘及び取りまとめ、地域住民等を対象とした意見交換の場を開催します。

また、生活支援サービス等の必要性と普及啓発を目的とした講演会等を開催します。

ト 認知症サポーター養成講座

「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン（認知症サポーターキャラバン；全国キャラバン・メイト連絡協議会）に賛同し、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」養成に協力し、「認知症になっても安心して暮らせるまち」へ向けた取り組みを進めます。

チ 福祉団体事務局に関する業務 ㊦

① 名取市民生委員児童委員協議会

② 名取市ボランティア連絡会

③ 名取市老人クラブ連合会

④ 名取市共同募金委員会

3 ボランティア活動推進事業・福祉教育事業

(1) ボランティアの育成 ㊦

ボランティア活動に関する相談や情報提供とともにボランティア活動への参加を希望する個人・グループを登録し、活動等を紹介します。

(2) ボランティア活動保険の加入と普及

ボランティア活動中の万一の事故に備えるため、保険の加入手続きの受付や普及に努めます。

(3) キャップハンディ体験事業 ㊦

児童や地域住民を対象に、車いす、白杖、アイマスクなどを使って障がいのある状態を疑似体験し、その方々の置かれている状況や、環境、障がいに対する理解を深め

ます。

(4) 福祉学習・ボランティア体験の推進 ㊦

長期休暇を活用したボランティア体験や世代間交流など、子どもから大人まで全ての人に対し、福祉への興味関心を育てる体験プログラムの開発について検討を行います。

(5) 各種実習生の受け入れ

各大学や専門学校等から看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などを目指す学生の実習受け入れを行います。

(6) 介護福祉士実務者研修支援事業 ㊦

介護現場で勤務する人材の確保及び育成支援を目的に、介護福祉士実務者研修の開催支援を行います。

4 災害ボランティアセンター事業

(1) 災害時に備えた各種協定に関する事業

災害ボランティアセンター相互支援の協定を締結した広域エリア内で開催される各種会議及び研修会等へ参加し、大規模災害に備え、平常時から連携協力体制の構築に努めます。

* 宮城県内市町村社協災害時相互支援協定に関する取組み

(県社協、県内13市22町村)

* 県南地域協定社協(4市9町)との連携

* 仙台都市圏域等協定社協(5市10町村)との連携

(2) 災害時を想定した事業所間連携の検討 ㊦

災害発生時においても、支援を必要とする人が必要な福祉サービスを受けることができるよう、情報交換の場を設けるなど、事業所間の連携強化について検討します。

5 在宅生活支援事業

(1) 在宅福祉サービス

イ 認知症家族等交流会事業「いっぶく堂」㊦

認知症の方を介護する家族を支援する集いの場を開催します。

* 年間 10回開催

ロ 育児ヘルプサービス訪問事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業 ㊦

育児支援を必要とする世帯やひとり親で支援を必要とする世帯等に対して、生活支援等のサービスを提供します。

* 年間 27人利用(令和3年4月1日～令和4年1月末日)

(2) 介護保険事業 《指定居宅介護支援事業所ほっとなとり 指定居宅サービス事業所ほっとなとり》

イ 居宅介護支援事業・介護予防支援事業 ㊦

利用者に適切なサービスが提供されるよう一人ひとりの生活に合わせた最適なケアプランの作成と日常生活に必要な情報提供や連絡・調整を行います。

* 給付管理(ケアプラン作成)件数

令和4年2月1日現在: 319件

ロ 訪問介護事業・第1号訪問介護事業 ㊦

日常生活を営むことが困難な高齢者に対して訪問介護員を派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供します。

- * 利用者数（令和4年2月1日現在）：55名
- ハ 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業 ㊦
 - 家庭において入浴することが困難な高齢者に対して巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
 - * 利用者数（令和4年2月1日現在）：7名
- ニ 福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業 ㊦
 - 介護用ベット、車いす、手すり、歩行器など、福祉用具の貸与サービスを提供します。
 - * 利用者数（令和4年2月1日現在）：237名
- ホ 特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業 ㊦
 - 利用者に適切な特定福祉用具の選定を行い、機能訓練等に使用する福祉用具を販売します。
- へ 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業《ほっとなとり なちゆる》 ㊦
 - 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、通所介護事業所において、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練等を行います。
 - * 利用者数（令和4年2月1日現在）：17名
- ト 地域包括支援センター事業《名取南地域包括支援センター》 ㊦
 - 地域住民の心身の健康保持や生活安定のため、総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント業務など包括的な支援を行います。
 - [担当地区：名取が丘、館腰]
 - * 介護予防支援・ケアマネジメント（ケアプラン作成）件数
令和4年2月1日現在：192件

(3) 障がい福祉サービス事業

イ 「名取市友愛作業所」の運営 ㊦

名取市の指定管理者制度による指定管理者（令和4年度～令和8年度）として、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の運営を行います。

<p>① 就労移行支援事業</p>	<p>一般企業などに就職を希望する65歳未満の精神障がい者を主な対象にし、就労のための作業訓練や職場実習などを行うほか、就職活動や就職後の職場定着に必要な支援を行います。</p> <p>* 利用者数（令和4年2月1日現在）：0名</p>
<p>② 就労継続支援B型事業</p>	<p>一般企業への就職が難しい精神障がい者を主な対象にし、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練を行うなど、福祉サービスの提供をあわせて行います。</p> <p>* 一日あたりの平均利用者数：18.4名 (令和3年4月1日～令和4年1月末日)</p>

ロ 障害福祉サービス《指定居宅サービス事業所ほっとなとり》㊦

① 居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、知的障がい児、精神障がい者に対して、居宅介護員を派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供します。
② 重度訪問介護	* 利用者数（令和4年2月1日現在）：26名
③ 移動支援事業 （地域生活支援事業）	屋外での移動が困難な障がい者に対し、日常生活上必要不可欠な買い物、官公庁等の用事や社会参加など、外出するための支援を行います。 * 利用者数（令和4年2月1日現在）：5名
④ 訪問入浴サービス事業 （地域生活支援事業）	家庭において入浴することが困難な障がい者に対して巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。 * 利用者数（令和4年2月1日現在）：4名

ハ 相談支援事業《なとりソーシャルサポートセンターぽこあぼこ》㊧

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

* 基本相談及び計画相談実人数

令和3年4月1日～令和4年1月末日：216名

* サービス利用支援（プラン作成）・継続サービス利用支援（モニタリング）件数

令和3年4月1日～令和4年1月末日：412件